



はい！こちら消費生活センターです

通い放題コース脱毛エステの中途解約にご注意！

～男性の脱毛エステの相談は過去最多！～

全国の消費生活センター等には多くの脱毛エステの相談が寄せられています。その中でも「通い放題」「〇年間脱毛し放題」「期間・回数無制限」「永久保証」「△年施術保証」などの長期間の施術を前提とするコースで、中途解約・精算をするときにトラブルが生じたという事例などが目立ちます。相談事例から問題点を考え、トラブルに遭わないためのポイントを見ていきましょう。

〈事例〉①永久保証をうたう脱毛を40万円で契約し1回施術後、解約したら10万円請求された。②施術有効期間が3年間といわれ契約したが、中途解約ができる期間は1年だった。③解約になって初めて「18回ほどで効果が出る施術だが、返金対象は8回まで」と分かった。

〈問題点〉通い放題と広告・説明された期間と実際の契約内容(有償部分)にギャップがあり、「思った以上に中途解約可能な期間が短かった」というトラブルが多い。

〈アドバイス〉①脱毛エステの長期間にわたる契約の場合、中途解約や返金の条件もよく確認し慎重に検討する。②通い放題コースの場合「有償での施術期間・回数」と「無償での施術期間・回数(アフターサービス)」に分かれているケースが多くあり、全体の施術可能期間だけを見ず、詳細を書面で確認する。中途解約時には施術を受けた回数分の支払も必要になるので、1回施術を受けるのにいくらかかっているのかという点も認識しておく。③契約前には施術内容や契約条件について理解できるまで説明を受け、分割払いの場合は支払期間・回数等もよく確認する。

不安に思ったり、トラブルで困った場合は消費生活センター等に相談しましょう。

消費生活の相談や苦情はお気軽に**相楽消費生活センター**へ(電話又は来所)

☎0774-72-9955 (ナニ?キューキューGOGO!)

相談は**無料**です。 秘密は厳守します。

※「消費者ホットライン」☎188 (いやや!) 番もご利用ください。

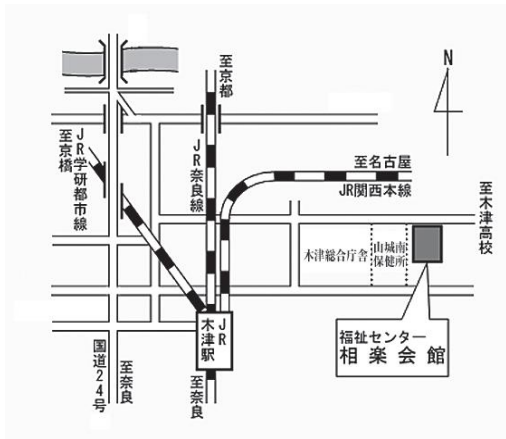
相談日 月～金(祝・休日、年末年始除く)

相談時間 午前9時～正午、午後1時～4時

住所 木津川市木津上戸15 相楽会館1階

京都府木津総合庁舎東隣(JR木津駅東口から徒歩約5分)

※土曜・日曜・祝日(年末年始除く)は075-811-9002(電話のみ)



相談すれば 楽になる